

草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例

ここ草加では、地域における人と人とのつながりからなる支え合いの精神と住民同士のふれあいと交流により町会・自治会が形成され、^{きずな}絆を育みながら、地域社会の振興と市の発展に大きく寄与してきた。

しかし近年、少子化や若い世代の未婚化、核家族化などの社会環境の大きな変化により、地域に対する関心が薄れ、住民相互のつながりが希薄化し、町会・自治会に加入する住民の割合が低下している。

このような状況において、過去の震災等の経験から、地域コミュニティの重要性に対する認識が高まる中、災害時に備え、より良好な地域コミュニティを形成し、維持していくためには、住民相互の交流を促進し、住民、事業者、町会・自治会及び市が地域の課題や社会的な課題に協働して取り組む必要がある。

ここに、本市は、住民がともに支え合えるつよいまちづくりの推進に資するため、地域のまちづくりにおける中心的役割を果たす組織である町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、町会・自治会への加入及び参加を促進することに関し、基本理念を定め、住民、事業者、町会・自治会及び市のそれぞれのあるべき姿や役割を明らかにし、もって住民がともに支え合えるつよいまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 市内に居住する者をいう。
- (2) 事業者 事務所又は事業所を有し、市内で営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人又は法人をいう。
- (3) 町会・自治会 住民が地縁に基づき自主的に形成及び組織した団体をいう。
- (4) 集合住宅 マンション、アパート等同一棟内に複数の住戸が集合している建築物をいう。

(基本理念)

第3条 町会・自治会への加入及び参加を促進するに当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 町会・自治会は、住民の多様な価値観及び自主性を尊重しつつ、住民相互の協力と支え合いの精神に基づき、地域社会の中心となって活動に取り組むものとする。

(2) 住民、事業者、町会・自治会及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に、協働して地域のまちづくりに取り組むものとする。

(住民の役割)

第4条 住民は、町会・自治会の重要性を理解し、自らが居住する地域の町会・自治会に加入するよう努めるものとする。

2 住民は、町会・自治会が行う活動（以下「町会・自治会活動という。」）に積極的に参加し、及び協力することにより、町会・自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、町会・自治会の重要性を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の町会・自治会活動に積極的に参加し、及び協力することにより、町会・自治会活動の活性化の推進に努めるものとする。

2 住宅の販売若しくは賃貸又はこれらの代理若しくは媒介を業とする事業者は、住宅を購入し、又は賃借しようとする者に対し、当該住宅の存する地域の町会・自治会への加入の促進に努めるものとする。

3 集合住宅の建築を業とする事業者は、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成17年条例第8号）別表第4に規定する「地域コミュニティへの配慮」を遵守するものとする。

4 集合住宅の建築、販売又は管理を業とする事業者は、当該集合住宅の存する地域の町会・自治会との連携及び調整を行い、集合住宅の入居者に対し、当該地域の既存の町会・自治会への加入又は新たな町会・自治会の設立の促進に努めるものとする。

(町会・自治会の役割)

第6条 町会・自治会は、第3条の基本理念にのっとり、町会・自治会活動が、住民及び事業者にとって積極的に参加し、及び協力しやすいものとなるよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、住民が町会・自治会に主体的に加入し、及び参加するために必要な支援を行うものとする。

2 市は、町会・自治会が住民の意見を十分に反映し、自立した活動を行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。